

ねんきん最前線

市区町村 VOICE

東京都大田区 区民部国保年金課国民年金係

利用者のことを考えた障害基礎年金パンフレットの作成と日本語学校職員に向けた丁寧な説明を実施。
区民のための貢献が「令和7年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」を受賞。

大田区の国民年金業務は、18人（係長1人、正規担当職員13人、再任用職員2人、会計年度任用職員2人 *2025年10月1日現在）で行っている。このたび、「令和7年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」を受けた。表彰の対象となった取り組みは主に2つ。一つは、障害基礎年金の制度や手続きの流れについて、4種類の独自のパンフレットを作成し、区内の関連部署に加え特別支援学校や就労支援施設等に配布し、制度周知に貢献したこと。もう一つは、日本語学校に通う生徒が円滑に資格取得や免除申請の手続きができるように、日本語学校の職員に対して、年金制度や記入方法の説明を実施したこと。こうした取り組みや日頃の業務や今後の課題について、国民年金係の須藤久美子係長、星野あけみさん（給付班）、林遼太郎さん（免除班）、千田俊哉さん（資格班）に話を聞いた。



「大田区ってどんなところ？」

大田区は、東京都の東南部に位置する。南部には多摩川が流れており、神奈川県川崎市と接している。面積は23区最大、人口は第3位となっている。閑静な住宅地にもぎやかな商業エリアもあり、臨海部には工場や物流施設が集積し多様な顔を持つ。大田区には羽田空港や東京モノレールをはじめ、8本の電車、2本の国道や幹線道路があり、交通の利便性の高い街となっている。また、旧石器時代の石器・土器や貝塚も多く発掘され、中世から受け継がれてきた歴史ある文化は、現在も区の文化芸術振興の取り組みとして継承されている。



● 人 口

合計745,126人

うち、20～59歳は437,083人、65歳以上は164,002人

(2025年7月1日現在)

● 国民年金第1号被保険者数 合計 82,434人 うち、任意加入被保険者1,693人 (2025年3月31日現在)

● 国民年金保険料免除者数 合計 32,264人 うち、法定免除6,432人
申請免除16,697人
<全額免除11,483人、一部免除2,040人、納付猶予3,174人>
学生納付特例9,135人

(2025年3月31日現在)

障害基礎年金の制度周知や日本語学校の生徒向けに行った取り組みが今も役立っている

——この度は、「令和7年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」の受賞、おめでとうございます。どのような取り組みが評価されたのでしょうか？

須藤係長 令和5年度の2つの取り組みを評価していただきました。一つは、障害基礎年金の制度周知や手続きのご案内に関する大田区独自のパンフレットを作成したことです。区内の関連部署のほか、特別支援学校や就労支援施設等に配布し活用していただいています。もう一つは、日本語学校に通う生徒たちが資格取得手続きや免除申請手続きをスムーズに行えるように、日本語学校職員に制度の内容や記入方法について説明したことです。

——そのような取り組みは今でも続けられているのでしょうか？

須藤係長 表彰の対象となったのは令和5年度の取り組みですが、現在もパンフレットは他区（足立区、港区、品川区、杉並区）の関係部署や施設からも需要があります。また、日本語学校には理解していただき、事前に申請書に記入していただいたうえで、申請に来庁いただいています。年金制度の周知に貢献できていることを実感しています。

障害年金パンフレットで制度周知を行い、受給の可能性のある方を受給につなげたい

—このたび表彰の対象となった障害基礎年金のパンフレットはどのようなものでしょうか。

星野さん 表彰の対象となったパンフレットは全部で4種類です。『障害基礎年金のご案内（令和7年度）「初診日」が20歳前の方』（図1）、同じく『初診日」が20歳後の方』（図2）、『知的障がい者・障害基礎年金のご案内（令和7年度）』（図3）と『知的障害をお持ちの方の病歴・就労状況等申立書（日常生活状況）について』（図4）です。すべてA4判4ページとなっています。

『障害基礎年金のご案内（令和7年度）「初診日」が20歳前の方』は、主に生来性である（生まれながら）広汎性発達障害、後発性の知的障害（事故等）の方などを対象として作成しました。20歳前に「初診日」がある方は、20歳到達による障害基礎年金の裁定請求（申請）をする際に、「受診状況等証明書」という、医療機関からの「初診日」の証明が必要になることがあります。障害年金の請求において「初診日」の証明はとても大切のため、早めにご相談いただきたいことを記載しました。

『障害基礎年金のご案内（令和7年度）「初診日」が20歳後の方』は、「初診日」が、20歳を超えてからある方が対象です。この方たちは既に年金に加入しているため、第一に納付要件を満たさなければならないということに記載しました。

『知的障がい者・障害基礎年金のご案内（令和7年度）』は、生来性の知的障がいの方を対象にしたパンフレットです。相談のときに、「これから医療機関を探す」という声を多く聞きますので、早めのご相談をお勧めしています。

『知的障害をお持ちの方の病歴・就労状況等申立書（日常生活状況）について』は、主に愛の手帳4度（軽度 知能指数IQ51～70）の方のために作成しました。そのため、わかりやすい言葉にして、ルビを振っています。

同じ「愛の手帳4度」であっても、人それぞれ、できることできないことが違います。愛の手帳4度の方で、同じ特別支援学校に通っていて、同じように障害者枠で就労していても、障害基礎年金を受給している方もいれば、受給できなかった方もいます。障害基礎年金の請求において、障がい状態を把握するための日常生活状況はとても重要なポイントになります。就労状況も同様で、どのように働いているのか（障害者枠、特例子会社、ジョブコーチ、支援など）ということが大きなポイントとなります。働きながら、障害基礎年金を受給して、少しでも「自立」への手助けになればと思い作成しました。また、いろいろと困っていることがあれば、関係部署に繋がられるように末尾にその旨を記載しました。

『知的障害をお持ちの方の病歴・就労状況等申立書（日常生活状況）について』以外のパンフレットでは共通して、認定日請求が認められず、その後障がいが増長したときのための「事後重症請求」や、2つの障がいを併せることにより受給できる「初めての2級」のご案内をしています。実際に、受給できるかどうか不安な方が多いので、日本年金機構のホームページにあるガイドラインも紹介しています。

—障害基礎年金について大田区独自のパンフレットを作成しようと考えたのはなぜでしょうか。

星野さん 障害基礎年金の担当になり、窓口で住民の方からのご相談を受けたときに、相談者からのさまざまな声を聞いて、障害年金制度がまだまだ周知されていないことを知りました。そして、本来、受けるべき権利を受けていない方がいることに、大変ショックを受けました。そこで、最初に考えたのが、「障害基礎年金」という制度の周知です。

障害年金の相談者からの声

障害年金があることを知らなかった。

働いていたらダメですね。

自分が受けられるとは思わなかった。

障害年金は、難しくてよくわからないから、あきらめていた。

子どもがひきこもりで、病院を受診できないから無理ですね。

何から始めたらよいか、どこに相談すれば良いか全然わからなかった。



受給できる可能性のある方を何とか受給につなげるために「ここに電話1本かけてくれれば、ここに来てくれれば」という願いから、関係部署の協力を得て、『障害基礎年金のご案内「初診日」が20歳前の方』『初診日」が20歳後の方』や『知的障がい者・障害基礎年金のご案内』を作成しました。

『知的障がい者をお持ちの方の病歴・就労状況等申立書(日常生活状況)について』は、請求者(ご家族等)が、何を書けば良いのか、医師に何を伝えれば良いかをわかっていたきたく作成しました。例えば、障害基礎年金でいう「食事ができる」は、ただ、好きなものや買ってきたものを食べるということではありません。朝昼晩のバランスを自分で考えて食べられるかどうかです。医師は「ひとり暮らしをしたらできるかどうか」を判断して診断書を作成し、請求者(ご家族等)は「援助があったらできるかどうか」が重要になっています。従って、請求者(ご家族等)も勉強をして理解し、医師に正しく伝えられないと、請求者の誤った障害の状態が反映された「裁定請求書」が作成され、「不支給」になってしまう恐れがあります。そのことを口頭だけでは伝えきれないため、帰宅後、もう一度、しっかりパンフレットを読んで理解をしていただきたいという思いで作成しました。また、行政の担当職員は短い期間で異動になることが多いことから、請求者全員に公平なサービスが提供できるようにと作成しました。

—どのようなところに配布したのでしょうか？

星野さん 令和7年度は、区役所の窓口や医療機関を含めて71か所に配布しました。これらのなかには大田区以外に所在するものもあります。配布したパンフレットを持参して区役所に相談に来られる方もいらっしゃいます。

パンフレットの配布先(令和7年度)

- ア) 大田区役所
 - ① 障害福祉課 障害者支援、障害事業
 - ② 地域庁舎(大田区は大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4つがあり、それぞれの身体障害者支援、知的障害者支援、精神障害者支援に配布)
 - ③ 障がい者総合サポートセンター
- イ) 障害福祉サービス事業所(生活介護、就労継続支援A型、就労移行支援B型、就労定着支援等)
- ウ) 地域活動支援センター
- エ) 都立 特別支援学校(足立・永福学園・品川・城南・田園調布・港)
- オ) 大田区等の大病院の相談室
- カ) 療育関係 大田区立こども発達センターわかばの家 東京都立北療育センター城南分園

相談には十分な時間をかけてしっかり話を聞くことが基本

——障害基礎年金制度の周知や相談にあたって苦労されていることはありますか？

星野さん 周知については、配布先への理解を得るまでに数年を要しました。配布先からお叱りを受けることも何度もありましたが、障害基礎年金の必要性を根気強く話させていただき、その結果、広がっていったのだと思います。

障害基礎年金のご相談にくるご家族や請求者は、大変な思いをしています。まず、しっかり話を聞くことを基本にしています。言葉使いにも気を配り、「精神」ではなく「ところのお病気」と言い換えて対応します。そのため、通常、相談時間は1時間半～2時間ですが、半日かけてご相談を受けることもあります。また、基本的には予約制ですが、突然来庁される方にも対応することもあります。相談内容は、5人の給付班の担当同士で共有しています。

相談者との信頼関係が大切だと考えています。ですから、相談者の方が通う通所施設（生活介護、就労支援A、B型）や特別支援学校がどのような施設かを把握するために、一部の学校や施設に足を運んだこともありました。障がいの原因となる病気についても勉強しています。また、折角、区役所に相談に来庁されたのであれば、その方の状況に応じて、年金以外の担当部署（手帳、手当、介護、医療、など）をご案内します。

——他の制度のことにも大変お詳しいようですが、なぜでしょうか？

星野さん 区の職員は短期間で異動になります。幸いなことに私は、それぞれの職場で得た知識や他部署との連携によって多くのことを学びました。このことが役立ったのだと思います。今まで得た知識や経験を制度周知に役立て、後輩職員に繋げていければよいと思っています。

■図1 障害基礎年金のご案内(令和7年度) 「初診日」が20歳前の方 表紙

障害基礎年金のご案内(令和7年度)
「初診日」が20歳前の方

※「生まれ性的障がい」のある方は、「知的障がい者・障害基礎年金のご案内」をご覧ください。
※「初診日」とは、障がいのもとになった病気やけがについて、初めて医療機関を受診した日のことです。

1 障害基礎年金とは...
病気やけがにより生活や仕事などが制限されるようになった場合、受け取ることができる公的年金です。
年金を受け取るには、障がいの程度が国の定める認定基準以上であることなどの条件があります。

※「愛の手帳(療育手帳)」、「身体障害者手帳」、「精神福祉手帳」が無い方も申請できます。

2 等級と支給金額(1年間で受給できる金額)
【支給金額】1級 1,039,625円 2級 831,700円
生計が同じ子どもがいると、加算額があります。(子どもの年齢など、制限があります)

3 相談・請求の窓口(窓口の相談には、1時間くらいかかります)
相談・請求は、いずれかに電話で予約をしてからいらしてください。

日本年金機構 大田年金事務所...京急蒲田駅から徒歩10分 JR蒲田駅東口から徒歩20分 バスあり。
〒144-8530 大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階 電話 03-3733-4141
【予約方法】①～③ の方法で予約しても構いません。ご相談当日の持ち物は、事前に電話でご確認ください。
① 電話: 03-3733-4141 自動音声に従って、1番を押して、続けて2番を押して予約してください。
② 予約受付専用電話: 0570-05-4890 にかけて「大田年金事務所に予約したい」と言ってください。
③ 基礎年金番号とインターネットメールアドレスがあれば、日本年金機構ホームページ・トップページの「年金相談予約」から画面を展開して、ネット予約ができます。

大田区役所 国保年金課 国民年金係(障害基礎年金担当)...JR蒲田駅東口から徒歩2分
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 3階12番窓口 電話: 03-5744-1214 (直通)
【予約方法】 電話番号 03-5744-1214 (直通) に掛けて、予約をしてください。
【持ち物】 ① 窓口に来る方のご本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)
② 愛の手帳・精神福祉手帳・身体障害者手帳(お持ちの方)
③ 申請する傷病の受診歴をまとめたメモ

※ ご本人以外のご家族または第三者の方(施設職員・友人など)がご相談される際は、委任状(日本年金機構のホームページにあります) が必要になります。

街角の年金相談センター大森...JR大森駅西口 徒歩1分
【予約方法】 電話番号 0570-05-4890 ※050から始まる電話のかたは、03-6631-7521 にかけてください。
相談当日の持ち物は、事前に電話でご確認ください。

■図2 障害基礎年金のご案内(令和7年度) 「初診日」が20歳後の方 表紙

障害基礎年金のご案内(令和7年度)
「初診日」が20歳後の方

※「生まれ性的障がい」のある方は、「知的障がい者・障害基礎年金のご案内」をご覧ください。
※「初診日」とは、障がいの元となった病気やけがで、初めて医療機関を受診した日のことです。

1 障害基礎年金とは...
病気やけがにより生活や仕事などが制限される場合に、受け取ることができる公的年金です。
年金を受け取るには、障がいの程度が国の定める認定基準以上であることなどの条件があります。
※「愛の手帳」、「身体障害者手帳」、「精神福祉手帳」が無い方も申請できます。

2 等級と支給金額(1年間で受給できる金額)
【支給金額】1級 1,039,625円 2級 831,700円
生計が同じ子どもがいると、加算額があります。(子どもの年齢など、制限があります)

3 相談・請求の窓口(相談には、いずれかの予約が必要で、1時間くらいかかります)
※「初診日」に加入していた年金によって、相談・請求の窓口が異なります。ご注意ください。
○「初診日」が「厚生年金」、「国民年金3号」加入中の場合、「大田年金事務所」および「街角の年金相談センター大森」が相談・請求窓口になります。
「大田区役所」では、相談・請求はできませんので、ご注意ください。
○「初診日」が「国民年金1号」加入中の場合、「大田年金事務所」、「大田区役所」、「街角の年金相談センター大森」が相談・請求窓口になります。
○「初診日」が「共済組合」の場合、各共済組合のみでの相談・請求窓口となります。

日本年金機構 大田年金事務所...京急蒲田駅から徒歩10分 JR蒲田駅東口から徒歩20分 バスあり。
〒144-8530 大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階 電話 03-3733-4141
【予約方法】①～③ の方法で予約しても構いません。ご相談当日の持ち物は、事前に電話でご確認ください。
① 電話: 03-3733-4141 自動音声に従って、1番を押して、続けて2番を押して予約してください。
② 予約受付専用電話: 0570-05-4890 にかけて「大田年金事務所に予約したい」と言ってください。
③ 基礎年金番号とインターネットメールアドレスがあれば、日本年金機構ホームページ・トップページの「年金相談予約」から画面を展開して、ネット予約ができます。

大田区役所 国保年金課 国民年金係(障害基礎年金担当)...JR蒲田駅東口から徒歩2分
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 3階12番窓口 電話: 03-5744-1214 (直通)
【予約方法】 電話番号 03-5744-1214 (直通) に掛けて、予約をしてください。
【持ち物】 ① 窓口に来る方のご本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)
② 愛の手帳・精神福祉手帳・身体障害者手帳(お持ちの方)
③ 申請する傷病の受診歴をまとめたメモ

※ ご本人以外のご家族または第三者の方(施設職員・友人など)がご相談される際は、委任状(日本年金機構のホームページにあります) が必要になります。

街角の年金相談センター大森...JR大森駅西口 徒歩1分 電話で予約をしてからいらしてください。
【予約方法】 電話番号 0570-05-4890 ※050から始まる電話のかたは、03-6631-7521 にかけてください。
相談当日の持ち物は、事前に電話でご確認ください。

■図3 知的障がい者・障害基礎年金のご案内(令和7年度) 表紙

知的障がい者・障害基礎年金のご案内
(令和7年度)

※「生まれ性的知的障がい」でない方は、「障害基礎年金のご案内」をご覧ください。

1 障害基礎年金とは...知的障がいにより日常生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる公的年金です。

※「愛の手帳(療育手帳)」がない方、働いている方(愛の手帳4度の方など)も申請できます。

2 等級と支給金額(1年間で受給できる金額) 1級 1,039,625円 2級 831,700円
障がいの程度が1級、2級に該当しない場合は、不支給となります。
生計が同じ子どもがいると、加算額があります。(子どもの年齢、制限があります)

3 相談・請求の窓口...いずれかに 予約 をして、きてください。(相談時間おおよそ1時間)

日本年金機構 大田年金事務所...京急蒲田駅から徒歩10分 JR蒲田駅東口から徒歩20分 バスあり。
〒144-8530 大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階 電話番号: 03-3733-4141
【予約方法】①～③ の方法で予約しても構いません。ご相談当日の持ち物は、事前に電話でご確認ください。
① 電話: 03-3733-4141 自動音声に従って、1番を押して、続けて2番を押して予約してください。
② 予約受付専用電話: 0570-05-4890 にかけて「大田年金事務所に予約したい」と言ってください。
③ 基礎年金番号とインターネットメールアドレスがあれば、日本年金機構ホームページ・トップページの「年金相談予約」から画面を展開して、ネット予約ができます。

大田区役所 国保年金課 国民年金係(給付担当)...JR蒲田駅東口から徒歩2分
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 3階12番窓口 電話番号: 03-5744-1214 (直通)
【予約方法】 電話番号 03-5744-1214 (直通) に掛けて、予約をしてください。
【持ち物】 ① 窓口に来る方のご本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)
② 愛の手帳・精神福祉手帳・身体障害者手帳(お持ちの方)
③ 知的障がいに関する病院の受診歴をまとめたメモ

※ ご本人以外の別世帯の家族(父・母・兄弟など)または第三者の方(施設職員・友人など)がご相談される際は、委任状(日本年金機構のホームページにあります) が必要になります。

※「街角の年金相談センター大森」 JR大森駅西口 徒歩1分
【予約方法】 電話番号 0570-05-4890 ※050から始まる電話のかたは、03-6631-7521 にかけてください。
相談当日の持ち物は、事前に電話でご確認ください。

■図4 知的障害をお持ちの方の病歴・就労状況等申立書(日常生活状況)について 表紙

知的障がいをお持ちの方の
病歴・就労状況等申立書(日常生活状況)について

「知的障がい」があるから、こういうことで困った、大変だった、できない、このように助けてもらえばできる、助けてもらっても自分ではできない、ということを書きます。

そのため、できることや「知的障がい」に関係ないこと(例えば、アトピーがあるなど)を書く必要はありません。

しかし、歯の磨きの時、キーンという音が響く響くしてしまうので、ケガをしないように全身麻酔をする方もいます。また、アトピーがひどいのに病院に行かないなど、「知的障がい」があるから、こういうことが大変だということは書いてください。

よって、「病歴・就労状況等申立書」を書くときは、質問にある「日常生活状況」の書替え・医師・食事・散歩・掃除・洗濯・入浴・散歩・洗濯・買い物ともに、母子手帳や幼稚園・保育園の連絡帳、学校の成績表、また周りの方から当時の様子を聞いて、添ページの年代ごとに書いていきます

例えば、
「食事」は、朝昼晩の食事を適時バランスよく考えて食べることができるかです。家にあるものや買ってきたもの、好きなものだけを食卓で食べることはありません。適量、量めたり冷やして食べる。

「身辺の清潔維持」は、「入浴」(洗濯)「着替え」など、自分から問津なくできますが、男性なら髪の手入れが難しい、掃除や片づけ、状況に合わせた服を「着替え」であれば、季節の変わり目の時、朝寒くなったも半袖、暑くなったも上着を脱ぎない、いつも同じ洋服を着ている。ボタンの掛け違い、服の乱れ、「洗濯」は、洗って干すまで済ませます。

「金銭と買い物」は、自分で管理して1か月やりくりできます。必要な時にお金を使っている。計算ができないので電子マネーで買っている。いつも半円札を出して小銭がたまると、お返し以上のお金を使う。金銭管理ができない。借金。欲しいものがわからない。助けない。

「通院や服薬」は、体調が悪くなったとき、自分から病院に行き、薬を正しく飲まれますが、薬の副作用を伝える、飲み忘れや飲み間違い、処方箋を、薬を飲まない。

「人間関係」は、コミュニケーション。挨拶など最低限の付き合い、友人を作り続けたり付き合う、留守状態、孤立、他人の行動に合わせられない、周りに配慮しない行動をする。

「身の安全や危機対応」は、道具(刃物など)、乗り物など危険性がわかっています。走っている車の前に飛び出す。駅のホームの線に立つ。火事や地震の時、助けを求め、指示に従って行動できますが、パニックになる。ガスコンロの火を消し忘れる。物を無くしてもわからない。

「社会的な手続き」は、日常生活に必要な手続き(住民票、銀行、公共施設、交通機関など)基本的なルールがわかりますか。急に状況が変わったとき適切に対応できますか。

「散歩」は、健康維持、気分転換、余暇活動など、自分の意思でしていますか。

日本語学校の職員には具体的な記入方法を説明

——日本語学校に対する取り組みを具体的に教えてください。

千田さん 以前は学校側が申請書を日本年金機構のホームページからダウンロードし、一部分を記入してから申請に来ていましたが、申請内容の不備の多さや複写式ではないため本人控えへの記入も必要になるなど、窓口での滞留が問題となっていました。窓口でのスムーズな申請を可能にするために、令和5年に窓口来庁者が多い区内日本語学校1校に出向き、職員に加入手続きや免除申請について説明し、関係届書や学生納付特例申請書等の記入方法についても一つひとつ丁寧に説明しました。日本語学校の生徒が申請に来庁し、日本語での意思疎通が困難な場合には、区の翻訳アプリの入ったタブレットなども活用しています。いまでは記入方法を十分理解していただき、区役所から申請書を送るだけで対応できています。

——外国人の申請手続きで困っていることはありますか？

千田さん 団体で手続きに来られるとかなりの時間がかかるので、お待たせすることになることです。

林さん 申請書への記入を難しく感じる方が多いため、電子申請の普及に取り組んでいます。しかし、日本年金機構が行うマイナポータルでの申請はマイナンバーカードの保有が必須ですし、氏名の文字数制限などがあり、外国人の方が電子申請をするためには難しい問題があります。そのため、大田区独自で電子申請のフォームを作成しています。

区民のことを第1に考えた丁寧な対応を継続

——今後の抱負はどんなことでしょうか？

須藤係長 加入手続きや免除申請手続きなど、今後も区民のことを第1に考えた丁寧な対応をしていきたいですね。それが保険料の納付率向上につながっていくと思いますので、今後も継続したいと考えています。

千田さん 外国の方の加入や免除が認定されれば、大田区の国民年金保険料の納付率アップにもつながりますので、今後も日本語学校のサポートは続けていきたいと思っています。

林さん 外国の方にとって、日本年金機構の電子申請は条件上難しいこともありますが、大田区で独自で作った電子申請フォームがありますので、そちらをもっと利用していただけるように周知していきたいと思っています。

星野さん 先ほどもお話ししましたが、障害基礎年金のご相談を受けるときには、まずはしっかり丁寧に話を聞くことを心掛けています。また、相談される方の不安が少しでも無くなるように、書類の説明はもちろん、声の大きさや速さも変えるようにしています。相談者の来庁や医療機関などに足を運んでいただく回数は最小限になるようにして負担を軽減することも心掛けています。そして、何よりも自分だけで判断しないということが大切です。

障害基礎年金の相談者は、大変つらかったことを思い出して申立書を書かなければなりません。ですから、勇気を振り絞ってきたのに、最初の対応が悪ければ、もう来ないかも知れないし、受給することができなくなるかも知れない。その方の一生がかかっていると思うのです。

また、ご相談のときは、「生来性の知的障害なのに永久認定にならない。診断書の更新また更新で、親亡き後どうすればよいか。」などのお声を、直接お受けすることがあります。周りを見てください。「障がい」は決して珍しいことではありません。多くの方に、この制度を知っていただきたいと思っています。

——本日はどうもありがとうございました。



国保年金課国民年金係の皆さん。右から、須藤久美子係長、資格班の千田俊哉さん、免除班の林遼太郎さん、給付班の星野あけみさん